

「准」と「不准」の間——清代中国における訴訟係属判断の様態——

木下 慎梧

緒言

清代中国における訴訟手続は、原則として訴え事を有する人々が州県のような地方官庁へ訴状を提出することから始まった。そうした訴状を受け付ける作業を「収呈^①」などと呼び、その後当該官庁の長官や幕友が訴状の内容を検討し、訴えを取り上げるか否かといった判断およびその理由を批^②として当該訴状の末尾に記すというのが、訴えが法廷に係属する一般的な流れである。

従来、こうした訴訟係属手続では、提出された訴状に対して、その末尾の空欄に訴えを取り上げるとする「准^③」（あるいは「立案」）と、訴えを取り上げないとする「不准」（あるいは「駁」や「立案不行」）という大きく二種類に分かれる判断が批として示されることにより、訴訟が係属するか否かが分かれたとされてきた。

例えば、官はどのような場合に訴えを「准」としあるいは「不准」とするのかについて、戴炎輝氏は清代中国にお

「准」と「不准」の間——清代中国における訴訟係属判断の様態——

いて官は訴訟を受理するのが当然であり、受理しないとの判断には特別の理由が必要であつたと指摘する⁽⁵⁾。一方で、滋賀秀三氏は訴えの受理判断が官の自由な裁量に委ねられていたと述べる⁽⁶⁾。これら先行研究の見解は、いずれも訴えを「受理」するか否かという二者択一の判断がなされていたことを前提に述べており、次に掲げる『大清律例』の規定とも符合する。

【刑律・訴訟「告状不受理」条】

およそ謀反・叛逆を訴え、官司が直ちに受理して（差役を派遣して）捕縛しなかつた場合は、（失態がなかつたとしても）杖一百徒三年に処する。（受理して捕縛しなかつたことで）人数を集めて乱を起し、あるいは都市が陥落し、および民間人から「財物を」奪い取るに至つた場合は、（官員は）斬監候に処する。もし惡逆……を訴えてそれを受理しなかつた場合は、杖一百に処する。殺人および強盜の訴えを受理しなかつた場合は、杖八十に処する。鬪毆・婚姻・田宅などの紛争を受理しない場合には、それぞれ犯人の罪から一等減じた刑に処すが、罪は杖八十までに止める。……

〔凡告謀反・叛逆、官司不即受理（差人）掩捕者、（雖不失事）杖一百徒三年。（因不受理掩捕）以致聚衆作乱、或攻陷城池及劫掠民人者、（官坐）斬（監候）。若告惡逆……不受理者、杖一百。告殺人及強盜不受理者、杖八十。鬪毆・婚姻・田宅等事不受理者、各減犯人罪二等、並罪止杖八十。……〕

【刑律・訴訟「告状不受理」条例一】

毎年四月一日から七月三〇日の農繁期には、一切の民間の訴えは謀反・叛逆・盜賊・人命および不正な利益を得て法を犯すなどの情状の重い場合や、よからぬ牙行や商店が客の貨物を騙して奪い、確かな根拠があれば通常通り受理する他、あらゆる戸婚・田土などの細事については一律に受理を認めず、八月一日以降に初めて審理することを許す。もし農繁期内に細事を受理した場合は、管轄の督撫が「訴えを受理した地方官の」名前を特定して弾劾する。

〔毎年自四月初一日至七月三十日時正農忙、一切民詞、除謀反・叛逆・盜賊・人命及貪贓壞法等重情、並姦牙鋪戸・騙劫客貨、查有確拠者、俱照常受理外、其一応戸婚・田土等細事、一概不准受理、自八月初一日以後方許聽斷。若農忙期內受理細事者、該督撫指名題參。〕

このように、律例では、訴状を「受理」するかどうかという二種類の判断類型が整然と存在するかの如く規定されており、この点は官箴書などの記載でも大きな差異はない。⁽⁸⁾

しかしながら、当時の公文書である檔案や地方官（およびその経験者）の著作を見ると、人々から提出された訴状に対する批において、こうした単純な二分法的表現は乏しい。滋賀氏を始めとする先行研究が既に指摘するように、訴えを取り上げる場合、その多くが「差役を派遣する」・「関係者を召喚する」などと表現され、「准」という語はほとんど現れない。また訴えを取り上げない場合にも、「軽率に訴訟を起こすな」・「実際には訴状に記載されたのとは別の事情があるのだろう」・「訴状に明確な記述がない」・「訴状の内容はでたらめ至極である」・「親族や在地の者に調停してもらおうように」といった趣旨の文言が並ぶことが多い。⁽⁹⁾ 場合によってはこうした言葉の末尾に「不准」と記載

されるが、訴えを取り上げないとされた全ての訴状の批にこの二文字が記されるわけではない。このように、律例の規定とは異なり、実務運用上、官による訴訟係属判断では、明確に「准」や「不准」と表示されないケースが多く、批の内容がどちらに該当するのか、一見ただけでは判別し難い場合が存在する¹⁰⁾。

この点に関して、近年夫馬進氏は同治年間の四川省巴県の檔案を分析し、係属判断において「准」と「不准」のみならず、「その時点ではまだ受理していない」という意味の「未准」という判断領域が存在していたと主張した。そしてその具体的様態として、夫馬氏は最初に原告から提出された訴状に対する官の対応から、次の二点を指摘する。

一点目は、最初の訴状に対する批の内容が「何度も」「お上を」煩わせるな〔毋庸多瀆〕などの受理しない旨を間接的に表現するものである場合と、こうした表現に加えて「不准」の二文字が記されている場合とでは、その後の手続の進行が大きく異なっていたとの指摘である。すなわち、前者ではあくまでもその時点における暫定的な判断が示されているに過ぎず、将来的な同一原告による同一案件の訴えが再度受理される可能性を有するものであったのに対し、後者では同一人物がこの案件を再度訴えても、ほぼ受理されることはなかった。そして、当時の巴県の人々は前者の状態を「未准」と呼んでいたとする¹¹⁾。

二点目は、訴えに対して、訴訟当事者の保証人・仲介人・親族・近隣住民といった在地の人々に調停を命じる批が下された場合、これは明確な「准」とは見做されず、驗屍のために件作を派遣したり関係者を召喚したりするといった官による権力の明確な行使が批で示されることにより、初めて確定的な「准」として扱われたとの指摘である。そして当時の巴県の人々は、こうした在地調停を命じる批が下された状態も「未准」と認識していたとする¹²⁾。

また、「未准」が成立した背景につき、夫馬氏は『大清律例』中の正当な理由なく訴状を「不受理」とした官員の

処罰を規定した「告状不受理」条の存在を挙げる。すなわち、当該規定が地方官に対して訴えを取り上げるよう圧力として働く一方で、現実問題として全ての訴えを取り上げることとはできないとの矛盾が生じ、その弥縫策として「未准」という類型が生まれた（「未准」であればその時点で受理していないだけあり、不受理と決定しているわけではないので「告状不受理」条の罰則を逃れられた）とする。¹³

以上の夫馬氏の見解は、訴訟係属判断における二分説とも言える従來說を否定した、言わば三分説とも言うべき新説であり、律例の規定とは異なった清代中国における訴訟係属手続の実務運用を明らかにした点で大きな意義を有する。

しかし同時に、未解明の点や疑問点も存在する。例えば、巴県で見られた訴訟係属手続の運用や「不准」・「未准」の用語法は、他の地域においてもそのまま妥当なのかという点については、未だ解明されていない。また、確かに当該規定は訴訟の「准」・「不准」という訴訟係属判断の手続に関する最も基本的な規定であるが、管見の限りでは、この規定が清代の地方官に対して訴訟を取り上げさせる強い圧力となった形跡は確認できない。¹⁴

加えて、そもそも清代中国の訴訟係属判断にはどのような類型が存在し、それらがどのような関係にあったのかという点自体も問われる必要がある。

そこで本稿では、訴状の提出に対する地方官の訴訟係属判断の様態を、批の内容から、訴えを取り上げないもの、官としての権力の行使を宣言するもの、在地での紛争解決を命じるものに大別し、実務運用の実態と背景を明らかにする。

第一章では、淡新檔案や地方官の著作を用いて、訴えを取り上げないとする批の意義と「不准」・「未准」の用語法

について検討する。第二章では、地方官の著作から、一般的に「准」を意味するとされる、官の権力行使を宣言する批の意義とそれに対する地方官の認識を検討する。第三章では、訴えを取り上げるか否かが曖昧で、「准」と「不准」のどちらなのかが一見しただけは判断し難い在地での紛争解決を命じる批につき、事例に分けて具体的な意義を考察する。第四章では、地方官の著作から、在地での紛争解決を命じるという曖昧な内容の批が下された背景を解明する。

史料としては、夫馬氏が使用した同治期の「巴県檔案」と時期的に比較対照する価値が高いと考えられることから、同治・光緒期の台湾淡水庁・新竹県の「淡新檔案」に収録された案件を多く取り上げる。

第一章 訴えを取り上げないとする批

本章では、巴県で見られた実務との対比上、最初に提出された訴状に対する批の意義および「不准」・「未准」という語の用例を考察する。

第一節 訴えを取り上げないことが明確に分かる事例

本節では、最初の訴状に対する批で、訴えを取り上げないという官の意思が明確に分かる事例を二つに区分した上で検討を行う。なお、叙述の関係上、一部の史料は第二節での考察にも用いる。

まず一番目の類型では、明確に「不准」という文言のある批は下されなかったものの、後で官によって取り上げら

れた事例を紹介する。

一、「最初の訴状の批に「不准」の文言がない場合」

【二二二八】⁽¹⁵⁾

この案件は、徐熙拱が、貸し出した農地の小作料の支払いを求めて訴えたものである。

知県方祖蔭は、光緒一三（一八八七）年三月二五日に提出された最初の訴状に対して「まだ言及がなく、これを拠り所として調べることはできない〔未拋声叙、無憑核辦〕」と述べ⁽¹⁶⁾、事実関係が不明確であることを理由に「不准」という文言を付けずに訴えを取り上げなかった。そして同年四月二六日に提出した訴状の批で「実に信用し難い。取り敢えず差役に命じて調査報告させ決定を下すのを待て〔殊難深信。姑候飭差查明覆奪〕」と述べ、訴状の内容自体には不信任を抱きつつも、差役を派遣するとしている⁽¹⁷⁾。

【二二四三五】

この案件は、黄双慶が小作料の支払いを求めて訴えたものである。

光緒一三（一八八七）年閏四月一八日に提出された最初の訴状で、知県方祖蔭は「まだ一つ一つ〔事情を詳しく〕言及しておらず、実にいい加減である。これでは調べを付け難い。自分で処理せよ〔未拋一声明、殊属含混。礙難核辦。著自行理処〕」と述べ、訴状に記載された事実関係が不明確であるとして、「不准」の文言を使用せずに訴えを取り上げない判断を下した⁽¹⁸⁾。黄双慶は五月二三日に再度訴状を提出したものの、やはり「今回の訴状もなお逐一〔細

かな事情に」言及しておらず、調べを付け難い〔現呈仍未抛逐一声明、礙難核辦〕として取り上げられず、六月二三日に提出した訴状でも「先後して訴えの内容がためであり、明らかに別の理由がある。不准とする〔先後詞意含混、顯有別故。不准〕」として、より厳しい批示が下された。⁽²⁰⁾しかし八月二八日の訴状でようやく「差役を派遣して族長黃南球等を迎え公平に調停し和解させるよう命じるのを待て〔候飭差邀同該族長黃南球等秉公理処息事〕」との批が下された。⁽²¹⁾

【二二五二〇】

この案件は、呉生が借金の返済と被告側に占拠された農地の返還を求めて訴えたものである。

光緒一三（一八八七）年一〇月（日付は不明）に提出した最初の訴状で、知県方祖蔭は「何年も昔の債務で確証が全くなく、准理し難い〔多年債項、無甚確憑、礙難准理〕」と批示し、「不准」という文言は使用していないものの訴えを取り上げなかった。⁽²²⁾そして一〇月二八日に提出した二回目の訴状では、「紅契は証拠として提出されているが、別に立てていた契約はなく、訴えに照らして返還させることは難しい〔雖有紅契付執、并無另立字拠、礙難照追〕」との批が下され、やはり訴えは取り上げられなかった。⁽²³⁾しかしながら、その後十一月二三日に提出した訴状で、ようやく「一・二回訴状を提出しているので、取り敢えず〔准〕として差役に命じて調査・処理させるのを待て〔即拠一再具呈、姑准飭差查理〕」との批を得た。⁽²⁴⁾

【二二五二七】

この案件は、被告鄭逢源等の一団が土地の境界線を越えて侵入し、自身の農地が占拠されたとして、李陵茂が訴えたものである。

光緒一五（一八八九）年三月二四日に提出された最初の訴状で、知県方祖蔭は「俄かに訴訟を起こしてはならない〔母得遽興訟端〕と批示し、「不准」の語は用いなかったものの訴えを取り上げなかった。⁽²⁵⁾

そして三月二八日に提出した二回目の訴状で「取り敢えず差役を派遣して調査処理し報告させるのを待て〔姑候飭差查理復奪〕との批示を得た。⁽²⁶⁾

以上の案件からは、いずれも最初の訴状に対し、訴えを取り上げない旨が「不准」の語を含まない批によって示されている。これらの事例からは、いずれも後日の再訴で訴えが取り上げられていたことが分かり、こうした批が下された場合での訴訟係属手続の運用に、巴県と異なる点は見当たらないと言える。

なお、批以外にも目を向けると、【二二四三五】では八月二八日の訴状で黄双慶が前回六月二三日の訴状について「未准」ではなく「不准」であったと述べている点が目される。また【二二五二〇】では、紹介した二つの訴状につき、原史料の欄外に「未准」という文字が小さく記入されており、加えて【二二五二七】でも同じく原史料の欄外に「未准」の文字が書き入れられている点に注意を要する。これらはいずれも重要な点であるが、論述の都合上、第二節で取り上げることとする。

次の類型では、最初の訴状の批に「不准」の文言が入っていないながら後に訴えが取り上げられた事例を取り上げる。

二、「最初の訴状の批に「不准」の文言がある事例」

【二二五一九】

この案件は、劉合が土地および地代の紛争を知県に訴えたものである。

光緒一三（一八八七）年七月二日の最初の訴状に対し、知県方祖蔭は「この中に恐らく別の事情がある。不准とする。添付資料も閲覧しない（此中恐有別情。不准。粘件不閱）」との批示で結ばれている⁽²⁷⁾。これに対し、劉合は同月一八日に再度訴状を提出し、前回の訴状で「不准」となったことを待みに被告が係争地で牛を放牧して好き放題にしていると訴えたところ、知県は「分丈委員に通知し、調査の結果が通知されれば検討して判断するのを待て（候移請分丈委員、査復察奪）」と批示し、案件を取り上げると決めた⁽²⁸⁾。

【二二六〇九】

この案件は、周許氏が夫の弟と家産分割をめぐる起こした訴訟である。

光緒八（一八八二）年一〇月二三日に提出された最初の訴状に対し、知県徐錫祉は「どうして同房・同族の者を迎えて調停に持ち込まず、たやすく訴訟を起こすのか。……不准とする（何不邀同房族理処、輒行興訟。……不准）」と述べ、訴えを取り上げずに、批の末尾を「不准」の語で締め括っている⁽²⁹⁾。しかし一族内での調停は不調で、一月三日と八日に再度周許氏が訴状を提出したが、ここでも知県はそれぞれ「なお准理し難い（仍難准理）」・「実に准理し難い（実難准理）」と批示した⁽³¹⁾。

そして十一月三日に提出した三度目の訴状で、ようやく「取り敢えず准として差役に命じ関係者を召喚して取り

調べるのを待て「姑准飭差伝訊究断」⁽³²⁾との批示を得た。

【一二六一三】

この案件は、陳萃記が被告により園地の賃借料を横領されていると訴えたものである。

光緒二三（一八八七）年九月二八日の最初の訴状に対し、知県方祖蔭は「この中に明らかに不実がある。不准とする〔此中顕有不実。不准〕と批示している。⁽³³⁾一〇月八日に再度提出された訴状に対しても、「訴えの文言中削られた個所がありそうで、別の事情がないとは言いい切れない。請求はなお准とし難い〔情詞内鑠、難保不無別故。所請仍難准行〕」として、訴えを取り上げなかった。⁽³⁴⁾

そして十一月一三日の訴状において、ようやく「差役に命じて調停し報告させるのを待て〔候飭差理処復奪〕」との批が下された。⁽³⁵⁾

【一二七〇二】

この案件は、陳明員が一族の共有地を承諾なく売却されていたことから訴えたものである。

同治一〇（一八七一）年一月二日に提出された最初の訴状への批では、淡水庁同知周式濂は「訴えを調べたところ、明らかに別の理由がある。不准とする。〔察核所呈、顕有別故。不准〕」として訴えを取り上げなかった。⁽³⁶⁾これに対して陳明員は二月八日に二度目の訴状を提出したが、ここでも「前の訴状で既に明確に批斥している。……恨みを抱きでたらめ〔に訴えているもの〕であることは〔明らかに〕分かる。不准とする〔前摠具呈、業已明晰批斥。……恨

……其為挾嫌混瀆可知。不准³⁷⁾」とされた。しかしながら、翌同治一一（一八七二）年一月二八日の訴状で「取り敢えず差役に命じて関係者を召喚し訊問するのを待て。お前も直ちに保証人を立てて先に出頭せよ。もし「訴えが」虚偽であれば誣告として処罰する（姑候飭差伝集案訊。爾即具保先行投案。如虚究誣）」として、原告に対する不信感を顕わにしつつも、法廷審理を行うとの批が下された³⁸⁾。

以上四件の事例からは、最初の訴状に対する批で明確に「不准」という語句が表記された訴えであっても、同一の原告が繰り返し訴えることで、最終的に取り上げられていたことが分かる。したがって、これらの案件において訴えが係属に至る経過からは、最初の訴状に「不准」の批があればその後再び訴えても取り上げられることはなかったという巴県での実務運用は、少なくとも同時代の淡水庁や新竹県では見られなかったと言える。

なお、「二二五一九」の七月一八日の訴状では、原告が最初に「不准」となったことを「控告不准」や「不蒙迅准飭」と表現している他、この後の二三日の訴状で、劉合は自分の訴訟が取り上げられていないことを理由に、被告が保正等と結託して誣告を行ったとして再度訴えたが、そこでは自らの訴えについて「控未准」・「控未准理」と述べており、これについても第二節で取り上げる³⁹⁾。

第二節 「不准」・「未准」の用語法に關係する事例

本節では、巴県のように最初の訴状に対する批で訴えを取り上げないと明確な判断が下されたものは「不准」、暫定的に取り上げないとする判断は「未准」だとする明確な区別が同時代の台湾においても存在していたのかという点

につき、第一節一番目の類型で紹介した【二二四三五】・【二二五二〇】・【二二五二七】を、二番目の類型で取り上げた【二二五一九】と合わせて事例を確認する。

【二二五二四】

この案件は、鄭雲梯が被告である兄と家産分割で揉めたことにより訴えたものである。

光緒二四（一八八八）年二月二三日に提出された最初の訴状で、知県方祖蔭は「親族たる兄であれば、道理として『その存在を』敬い、もつて肉親の情を厚くするべきである。どうして月ごと40に些細なことを取り上げて、俄かに訴訟を起こすことができようか。不准とする〔同胞兄長理應敬事、以敦骨肉之愛、何得因月費細故、遽行興訟。不准〕と批示した。しかしながら、三月一〇日に提出された二回目の訴状において「委員が族長を迎えて調停し判断するのを待て。『当事者は』同じ一族の親類であり、俄かに法廷へ這い進んではならない。〔候委員邀同該族長理處復奪。一本之親、勿遽匍匐公庭〕と批を下し、委員を派遣するとした。41

【二二六二二】

この案件は、杜何氏が家産分割をめぐり夫の兄杜伝・杜坡等を訴えたものである。

光緒二三（一八八七）年五月三日に提出された最初の訴状に対し、知県方祖蔭は「杜何氏は夫が死んでから独居しており、いやしくも無用の行いがなければ、道理として相互に「相手善き者として見るべきであるのに、どうして却って財産を貪ることをするのか、……実に憎むべきことである。ただし一方的な訴えでもあり、……同族へ依頼

して叱りつけてもらうべきである。俄かに訴訟を起こしてはならない〔該氏夫故孀居、苟無廢行、理宜互相善視、奈何反起狼貪、……殊属可惡。惟是一面情詞、……応即投候族房理斥。母遽涉訟〕と、杜何氏の主張に理解を示しつつも、族内で解決すべき問題だとして取り上げなかった。⁽⁴²⁾

これに対して杜何氏は五月一三日に再度の訴状を提出したが、知県は「前の訴状で明確に批示している。これに照らして〔族人を〕迎えて処理せよ。〔批示した命令に〕違反してはならない〔前呈明晰批示。著遵照邀理。母違〕」として退けた。⁽⁴³⁾そして六月三日に提出した三回目の訴状で、「同族の間で敵対するとは、実に嘆かわしい。取り敢えず族人へ調査・調停するよう諭で命じるのを待てばよい〔同室操戈、殊堪嗟嘆。姑候諭飭該房族查理可也〕」との批が下された。⁽⁴⁴⁾

【二二八〇三】

この案件は、水田の用水路を塞ぎ止められたことに起因した争いで黄英水が林媽得等によって負傷させられたと訴えたものである。

知県施錫衛は光緒七（一八八一）年五月二八日の最初の訴状に対して、「既に調べて処理し難い。……また明確に言及しておらず、さらに准理し難い。〔この点を〕特に咎める〔已難核辦。……亦不明白声叙、更難准理。特斥〕」と批示した。⁽⁴⁵⁾これに対し、黄英水は六月一三日に二回目の訴状を提出するが、知県は「なお准理し難い。特に咎める〔仍難准理。特斥〕」と批示し、⁽⁴⁶⁾訴えを取り上げなかった。同月二八日の三回目の訴状では「明らかに境界を超えて占拠し、でたらめに争う事情がある。断じて准理し難い。何度も訴えてきてはならない。特に咎める〔頭有越佔混争情

事。斷難准理。毋庸多瀆。特斥⁽⁴⁷⁾」とし、七月三日の四回目の訴状でも「なお不准とする〔仍不准〕」との批を下した⁽⁴⁸⁾。そして七月一三日の五回目の訴状で、ようやく「取り敢えず調査して和解するよう命じるのを待て〔姑候筋査勘明理処〕」との批が下された⁽⁴⁹⁾。

【二二七〇四】

この案件は、借金の貸主である楊雲巖が返済をしない被告鄭達原等を訴えたものである。

光緒一三（一八八七）年五月二一日の最初の訴状で、知県方祖蔭は「訴状からはまだ明らかでない点があり、調べ難い。……自分で郊外の商店〔の者〕を迎えて公平に調停してもらおうようにせよ〔未摠呈明、尤難核辦。……著自行邀同各郊鋪秉公理処〕」と批示し、訴えを取り上げなかった⁽⁵⁰⁾。

そして問題が解決しなかった楊雲巖は半年後の一〇月三日に二回目の訴状を提出したが、ここでは「批を受けて商店〔の者〕を迎えて公平に調停してもらった。〔しかし〕被告の鄭達原は「私の」訴えが不準となったことを探って知り、……〔蒙批邀同郊鋪公理処。無如源偵知呈控不準、……〕」と述べた⁽⁵¹⁾。この訴状に対してもまた「元々の仲介人許汝誠を迎え、再度道理をもつて調停し返還させるよう命じる。訴えを起こすな〔著邀原中許汝誠、再向理較交還。毋庸涉訟〕」という批が下されて訴えは取り上げられなかったが、一二月一八日の三回目の訴状で、ようやく「取り敢えず差役に命じて元々の仲介人と共に道理を論じて返済させ報告を受けて判断するのを待て〔姑候筋差邀同原中理還復奪〕」との批が下された⁽⁵²⁾。

以上、淡新檔案で最初の訴状が提出された段階では訴えが取り上げられなかった事例を紹介した。ここからは、本章の事例に関して、第二節で取り上げたものから考察し、次に第一節で取り上げたものを含めて検討する。

まず、第二節の事例として、【二二五二四】では訴状に注目すべき点が二つある。

一点目は、「不准」と批示した最初の訴状の原本で、欄外上部に黒で小さく「未准」という文字が書き入れられていることである。この注記の詳細は不明だが、新竹県で当該訴状を処理する過程で書き加えられたものと考えられ、県としては「不准」と「未准」とを明確には使い分けていなかったことが窺える。⁽⁵⁵⁾

二点目は、二回目の訴状に対する批である。ここで知県は、俄かに法廷へ訴えてくるなど述べつつも、委員を派遣するとしており（実際に県の典史を委員として派遣している）、⁽⁵⁴⁾「不准」の文言があっても訴え自体は取り上げられたことが分かる。

次に【二二六一二】では、実際には批で「不准」という文言は用いられていないが、原告杜何氏は二回訴えても「不准」となったことで、被告達はいつそう勢い付いてしまった旨を述べている。⁽⁵⁶⁾ここから、彼女（および彼女が述べる被告等の言動で）はこれを「不准」と認識していたことが分かる。

また【二二八〇三】で注目すべきは、県でこの一件書類を綴じたファイルの最初の表紙に、「黄英水有五月廿八日不准呈一件」・「六月廿八日不准呈一件」・「六月十三日不准呈一件」と記されている点である。⁽⁵⁶⁾これらはいずれも明確に「不准」と記さずに訴えを取り上げなかった批を指す。このことから、当時の新竹県において、批で明確には「不准」と記さずに案件を取り上げない場合も事務手続では「不准」という語で表現されていたことが分かる。

そして【二三七〇四】では、【二二六一二】と同様、一回目の訴状に対する批で「不准」あるいは「不准」という

文言がないまま訴えが取り上げられなかったことを指して、二回目の訴状で原告が「不準」と表現していることが注目される。

ここまで、第二節で取り上げた事例を考察したが、これらを第一節一番目の類型で紹介した【二二四三五】・【二二五二〇】・【二二五二七】、二番目の類型で取り上げた【二二五一九】と合わせて考えると、次の二点が分かる。

一点目は、「不準」の語と「未准」の語が、いずれも厳密な用語法の区別なく用いられていたことである。例えば、訴訟当事者の認識を示す用語法が見られるものとして、第一節一番目の類型で取り上げた【二二四三五】、二番目の類型で取り上げた【二二五一九】、第二節で取り上げた【二二六二二】・【二三七〇四】がある。これらの事例では、「不準」の語のない批が下されたこと（巴県であれば「未准」に分類される批の内容）を指して「不準」と述べたり、批の「不準」という文言を指して後に提出した訴状で「未准」と述べるなど、訴訟当事者が「不準」と「未准」を明確に区別していなかったことが分かる。

また、訴えを受け付ける官の認識を示す用語法が見られるものとして、第一節一番目の類型で取り上げた【二二五二〇】・【二二五二七】、第二節で取り上げた【二二五二四】・【二二八〇三】がある。これらの事例では、「不準」の語のない批が下された案件につき、官が文書整理の過程で欄外に「未准」あるいは「不準」と記載していたり、「不準」の語のある批が下された案件につき、同じく文書整理の過程で欄外に「未准」と記載されていたりした。

二点目は、批に記された「不準」という語の効果である。第一節における一番目の類型と二番目の類型で取り上げた諸事例からは、巴県のような「不準」か「未准」かにより断定的判断であるか当面の判断であるかが異なるとの区

別は見当たらず、いずれも当面の判断であったと言える。

したがって、巴県で見られたような「不准」や「未准」の厳密な用語法は、淡水庁・新竹県においては、訴えを起す民衆の側にも、訴えを受け付ける官の側にも存在せず、「未准」と「不准」はいずれもその文言が書き込まれた時点における地方官の判断を記入したものの過ぎなかつたと考えることができよう。⁽⁵⁷⁾

淡新檔案で見られた批における「不准」の語が必ずしも将来へ向けての断定的な判断を示すものでないことは、光緒期に陝西省で知県を務めた樊増祥の記録からも窺える。彼は自らの判語で、「細々とした突飛な案件は、全て本官の任内にあつたもので、駁せば駁すほど訴えられ、不准としても止まない。取り敢えず差役に命じ⁽⁵⁸⁾約と協同して調査・処理し報告させるのを待て。「関係者を」召喚して訊問することはしない〔瑣屑離奇之案、都出在本県任内、愈駁愈控、不准不休。姑候飭差協約查明理処具覆。勿庸喚訊⁽⁵⁹⁾〕と述べ、幾度も「不准」と判断した訴状について言及し、その上で今回は差役を派遣すると述べる。

さらに樊増祥は、訴えを取り上げないとする複数の批で、それぞれ以下のように述べる。

「以上の事情があつて」お前は遂に事情を捏造して妄りに訴えて来たのだ。この訴状は不准とする。明確な別の訴状で判断する〔爾遂捏情妄控。此呈不准。著明白另呈覆⁽⁶⁰⁾〕

「訴えの内容は種々支離滅裂な点があり、その欺いて誣告する内容は八・九割に上る。駁した各箇所に照らし、明確に再度訴状を提出し決定を待て。この訴状は不准とする〔所呈種種支離、其為訛誣十有八九。著照指駁各

節、明白呈覆候奪。此呈不准⁽⁶¹⁾」

「事情が非常に支離滅裂であるように思われる。駁した各内容に照らして、明確に報告し決定を待て。この訴状は不准とする〔情節太覺支離。著照指駁各節、明白具覆候奪。此呈不准⁽⁶²⁾〕」

「この訴状は不准とする。明確に別の訴状で報告し、「その上で」決定する〔此呈不准。明白另呈覆奪⁽⁶³⁾〕」

「明確に稟で報告するよう命じる。この稟は不准とする〔著明白稟覆。此稟不准⁽⁶⁴⁾〕」

「この稟は不准とする。別に稟を提出し〔そこで〕決定するのを待て〔此稟不准。另稟候奪⁽⁶⁵⁾〕」

「証人を特定し、嫁ぎ先の居所・姓名を明らかにすることを命じ、それによって関係者を召喚し訊問の拠り所とする。そうでなければ不准とする〔著指出見証、採明娶主住址・姓名、以憑集質。不然不准⁽⁶⁶⁾〕」

このように、訴状を主に記載内容の不備を理由に「不准」とした上で、再度訴状を提出するよう当事者に促している他、証人や証拠を集めるよう命じつつ、訴状自体は取り上げないとの批を下している。こうした事例から、必ずしも一般的だったとは断言できないが、「不准」という語が暫定的な判断を示していたと分かる。

以上、第一章で取り上げた淡新檔案や樊増祥の批からは、地方官あるいは訴訟当事者は、訴訟係属手続における「不准」という判断を将来に渡る断定的なものとは捉えておらず、批に見られる「不准」や「未准」の語はいずれも地方官の暫定的な判断を示し、随時訴えを取り上げる方向へと変更することが可能であったと言える⁽⁶⁷⁾。

第二章 官による直接的な権力の行使を宣言する批

本章では、訴訟係属判断において官が直接的な権力の行使を宣言した批につき、その意義と官僚の認識を、地方官の言及や訴えを取り上げた批の用例から確認する。

訴えに対する直接的な権力行使を宣言する批は、一般的に官が訴えを取り上げたものとして理解されている。例えば、夫馬氏は駿屍などのために件作を派遣したり、事件関係者を法廷に召喚したりするといった「公権力として明確に案件の処理に対して何らかの行動を起こすことを宣言すること」であると述べ⁽⁶⁸⁾、滋賀氏も法廷審理に備えて官が関係者を召喚する批を下したことを「准」の一例としている⁽⁶⁹⁾。

官による権力の具体的な行使を宣言する批がどのような性質を有するのにかについて、これを上述の先行研究と同様、「准」であるとする見解が清代地方官の言及にも見られる。嘉慶期から道光期にかけて地方官を歴任した劉衡は、受理と法廷審理との関係につき、以下のように述べる。

訴状は軽率に準としてはならない。準とすれば審理しなければならず、審理すれば断を下さなければならず、和解を許さない。……不準とすることができない案件は、既に批で準としていれば、直ちに召喚して「関係者が」出廷すれば審理し、事実であれば追及して処理し、虚偽であれば誣告の罪を問うべきであり、断じて和解の申し立てを認めてはならない。思うに、一度和解の申し立てを認めてしまうと、訟師は逆に審理を止めて取り下げる

ことができると知り、そうすると敢えて安心して訴えを起こすことになつてしまふ。……

〔状不輕準。準則必審、審則斷、不許和息也。……其有不能不準之案、既經批準、即應喚來審訊、實則究治、虛則坐誣、斷斷不準告息。蓋一準告息、則訟棍逆知狀可息銷、便敢放心告狀。……〕⁽⁷⁰⁾

劉衡は、まず「准」とした案件は速やかに審理を行つて裁定を下す必要があり、和解は許されないとする。ここからは、地方官にとつて訴えを「准」とする判断が相当な重みを伴つたことが窺えると同時に、関係者を召喚して法廷審理を行う決定が「准」であると認識していたことが分かる。

また、関係者を召喚したり当事者を和解させたりするために差役を派遣するとの批も、やはり「准」の一種と位置付けることができる。その一例として、嘉慶期に出版された『佐雜須知』という佐雜官向けの手引書には、次のように述べられている。⁽⁷¹⁾

およそ訴状を不准とする場合は、必ずしも批を下さなければならぬわけではない。もし准とするにしても、その批を下す方法もまた「事情を」斟酌すべきである。恐らくは、後日翻意した際に「上司の州県官が」元の訴状を取り寄せるよう求めるからである。もし忤逆であれば、「拘束して事実を究明する」と批准する。窃盜事案であれば、「差役を派遣し捕縛する」と批准する。姦通や誘拐であれば、「捕縛し詳文を「州県に上げて」処置を決定してもらふ」と批准する。それ以外の事案では、あるいは批で「郷保等に公平に調査・報告するよう仰せ付けらる」と示し、詳文を上げて判断してもらふ際の拠り所とする。大抵重大な事案では、あるいは何か関係があれ

ば、批に「詳」の字を書き加える。事情が軽くて案件に決着を付けることが可能なものは、批の中で郷保などの者に「処理を」仰せ付ける。

〔凡詞状不准者、不必批。如准者、其批法亦当斟酌。恐日後翻案求吊原詞故也。如忤逆則批准拘究。窃賊則批准差緝。奸拐則批准緝詳奪。其余或批仰郷保等秉公查覆、以憑詳奪。大抵事之重者、或有干係、則批内加詳字。事之輕而可結案者、批内則仰郷保等類。〕

ここでは、「批准」の語の後には「拘究」・「差緝」・「緝」といった強制力の行使を伴う処置が述べられているのに対し、郷保などに調査・報告を批で命じた場合は「批仰」という文言が使われ、一般的に訴えを取り上げることの意味する「准」の字がない。これは、淡新檔案で知県の批に以前の対応を指して「批准飭差」という表現が用いられたことと符合し、主に差役の派遣を前提とした措置は、訴えを取り上げたことを意味したことが分かる。⁷⁴

さらに、乾隆一八（一七五三）年に湖南巡撫は「州県は訴状を受け付ける度に、数件を批准する他は、口喧嘩・些細な悪感情・錢債を理由として、ことさらに保隣・戸族・里老・中証等に批で調査・処理を命じているが、……〔州県每告收取呈状、批准数件之外、每以口角・微嫌・錢債細故、批令保隣・戸族・里老・中証等查処、……〕」と述べ、官の「批准」に対して在地への「批令」を区別している。官による権力の直接的な行使に関する言及は見られないものの、少なくとも「批准」が在地への調査命令とは区別されるという認識が窺える。

一方で、上述の見解とは逆に、官の明確な権力行使があったとしても、「准」と見做さない見解も存在した。

例えば、康熙二〇年代（一六八一～一六九〇年）に陝西省鳳翔府郿県で知県を務めた葉晟は、「たまに再三訴えて

きて准として処理しなければならぬ場合はあるが、いずれも原告を派遣して自分で「被告を」捕まえさせる。原告が「被告を」捕まえて法廷に召喚させられない場合に、初めて差役を一緒に付き添わせる（間有再三控訴不得不為推理者、俱差原告自拘。原告拘換不出者、方行添役）」と述べている。⁽⁷⁷⁾清代前半期という时期的な差異はあるものの、訴えの取り上げが必ずしも差役の派遣という直接的な官による権力の行使に結び付くとは限らなかったと分かる。

また、前出の樊増祥は清末の人物だが、「訴えてきた内容はどれも根拠がなく、准理し難い。取り敢えず差役を派遣して調査・報告させるのを待て〔所呈種種無憑、礙難准理。姑候飭差協約查明覆奪〕」と述べており、⁽⁷⁸⁾差役の派遣もまた必ずしも「准」であるとは考えられていなかった。

加えて、樊増祥は「提出された訴状の文言が情とかけ離れており、さらに証人がなく、俄かには准とし難い。取り敢えず傷を調べてその後の処置を決定するのを待て〔来詞語不近情、又無見証、未便率准。姑候驗傷核奪〕」とも述べる。⁽⁷⁹⁾官員や衙役の一種である作作による驗屍や驗傷は、官による権力行使の一種と言え、彼は訴えを取り上げたとは認識していない。すなわち、こうした権力の行使を「准」の一種とする先行研究の見解とは異なり、明確な権力の行使があったとしても、それが直ちに「准」と結び付くとは限らなかったのである。

ここから、法廷を開くとの批は「准」を示す有力な手掛かりではあるが、その中でも差役を派遣する・驗屍を行うといった場合は、地方官により「准」であると考えるか否かが分かれ得たと言える。

したがって、官の権力の具体的な行使に言及した批は「准」の判断を表すという巴県での判断様態には、少なくとも地域的な留保を付す必要がある。⁽⁸⁰⁾

第三章 在地での紛争解決を命じる批

在地での紛争解決は、郷役や地保などの郷村役、あるいは族長その他の親族、紛争当事者の近隣住民、取引の仲介人や保証人等によって、訴訟になるか否かを問わず紛争のあらゆる段階で行われたが、訴訟係属判断を下す批の中で言及されることも多い。本章では、こうした原告などに対して在地での紛争解決を命じる批の意義を檔案と地方官の著作から考察する。

第一節 淡新檔案の事例

本節では、在地での紛争解決を命じる批が具体的にどのような意味を有したのかにつき、淡新檔案中の事例を三種類に分けて考察する。

一、「訴えを取り上げないことを意味する場合」

【二二六二二】

光緒二三（一八八七）年六月三日に提出された三回目の訴状で、原告杜何氏は、二回に渡り親族に調停を求めるところに批示されたことにつき、⁽⁸²⁾「二回訴えて不准とされた〔両控不准〕」ため、被告側がますます横暴を極めているとする。⁽⁸³⁾

本件は第一章第二節で既に取り上げたが、ここで重要なのは、親族の調停に言及した前二回の知県の批示が「不准」であること三回目の訴状に記載されている点である。文脈からは、被告側の言葉を直接記載したのか、原告側が被告側の発言の趣旨をそう表現したのかは不明であるが、少なくとも訴訟当事者（特に引用史料となっている訴状を提出した原告杜何氏）は、前二回の族人による調停に言及した批を「不准」と認識していたことが分かる。

また、台湾に所蔵されている本件の初め二回分の訴状の画像を見ると、その欄外には小さく黒字で「未准」と記入されている。この細字は新竹県での事務処理に際して記載されたものと考えられ、官の側もこの二回分の親族による調停を命じた批については、訴えを取り上げていないものと見做したことが分かる。⁽⁸⁴⁾

【二七〇六】

本件は、鄭吉慶が祖先祭祀の費用を横領したとして、同族の鄭六昌を訴えたものである。

光緒一〇（一八八四）年四月二八日の訴状に対し、知県徐錫祉は「訴えの内容は既に信用し難い〔所呈已難取信〕と批を下し、訴えを取り上げなかった。⁽⁸⁵⁾

五月一八日に出された二回目の訴状でも「鄭六昌は……実にけしからぬことである。ただし、両当事者の誼は〔同族として〕一つにつながっていることから、同族・同房の者や公親を迎えて適切に処置せよ。俄かに訴訟を起こしてはならない〔鄭六昌……殊屬非是。惟兩造誼闕一本、著邀族房公親妥為理處。母遽興訟〕と批示している。⁽⁸⁷⁾

そして翌閏五月の三回目の訴状では、鄭六昌が前回の批に関連して「被告の鄭六昌」一度訴えて不准となったと

見て、狼や虎に翼が生えたかの如く、さらに横暴を極めている〔視控一呈不准、狼虎添翼、更加愈横〕と述べる。⁸⁸⁾

この案件の二回目の訴状に対する批を読むと、一見親族による紛争解決という具体的な対応を命じたとも考えられるが、「俄かに訴訟を起こしてはならない」と末尾に訴訟の提起を批判する一文がある。訴えを取り上げずに在地での紛争解決に委ねるとする官の意思が明確であり、当事者達も今回の知県の判断を「不准」と認識していたことが分かる。

二、「請求に対する代替措置を意味する場合」

【二二四四二】

この案件は、莊棟が異父弟（母が再婚相手との間に設けた三兄弟の長兄）の蔡承発につき、家産分割に際して自身の取り分を奪おうとしていると訴えたものである。

光緒一七（一八九二）年一〇月一八日に提出された最初の訴状で、原告莊棟は「差役に命じて関係者を召喚して訊問し、取り分を私に返させるようにしてほしい〔恩准飭差提訊断帰〕と法廷審理を求めたが、知県沈茂蔭は、「つまるところ一方的な訴えであつて、……莊家・蔡家の族人を迎えて自ら処理すればよい。でたらめに法廷訊問を願ひ出て、訴訟の累を起こしてはならない〔究属一面之詞、……保可邀同莊・蔡之姓家房、自向理処可也。不得混請提訊、致滋訟累〕との批を下し、訴えを取り上げなかつた。⁸⁹⁾

一月八日の二回目の訴状では、一回目の批示に従い親族を招いて解決を試みたが成功せず、やはり「召喚して訊問し、「家産を」適正に分割するよう命じてほしい、「恩准飭提訊斷分歸）」として法廷での審理を求め、これに対して知県が「莊・蔡兩宗の族人等に確かに調査して明らかにするよう諭で命じ、……明白に稟で報告して「その上で」決定するのを待て〔候諭飭莊・蔡二姓宗房人等確切查明、……明白稟復察奪〕」と批示した。⁽⁹⁰⁾そして当事者の親族に「莊・蔡二宗の族人達に諭で仰せ付ける。確実に調査して明らかにし、……速やかに公平・妥当に処理して納得させ、即刻稟で県に報告せよ〔諭仰莊・蔡二姓宗房人等、確切查明……速為秉公妥理明白、剋即稟覆赴県〕」と諭を下して調査と調停を命じた結果、⁽⁹¹⁾双方の親族による取り成しで和解に至った。⁽⁹²⁾

本件で着目すべきは、知県の諭を受けた族人や公親等の調停によって和解が成立した際にそうした調停人から提出された和息稟である。ここでは「批示銷案」や「批准銷案」といった、官庁の帳簿から事案の抹消を願い出る文言が用いられており、⁽⁹³⁾紛争解決を担った族人達は、本件が「准」として法廷に係属しているものとして認識していたと考えられる。

また、最初の訴状と二回目の訴状では、共に知県が当事者の親族による調停を命じているものの、そのニュアンスは明らかに異なる。すなわち、最初の訴状に対する批は、訴えを取り上げないという方針を示しているのに対し、二回目の訴状に対する批は、訴えの原因たる紛争を解決する具体的対応策として親族の調停に言及している。差役の派遣や法廷審理を行うといった直接的な権力の行使は行われていないが、官の対応として諭を下したことから、この批は訴えが取り上げられたことを意味したのである。

したがって、親族による調停を命じた批は、そのニュアンスによって性質が全く異なり、在地での紛争解決を命じる批の性質は、官がどのような意図で在地での解決に言及したのかによって、「准」であるか否か正反対の意味を持つものとなり得たとと言える。

【二四四〇二】

この案件は、船を壊された曾怡鎚が、その賠償を要求して起こしたものである。

光緒一四（一八八八）年八月二三日に提出された一回目の訴状で関係者の召喚と法廷訊問を求めたが、知県方祖蔭は「姜阿生に諭で命じて虚実を調査し、稟で報告させて「その上で」処理するのを待て〔候諭飭姜阿生查明虚実、稟復核辦〕」との批を下し、総理⁽⁹⁴⁾である姜阿生に調査と報告を命じた。この二日後、原告の曾怡鎚は二回目の訴状を提出し、その理由を「准とされて批による命令を頂いたが、まだ虚実が究明されていない〔蒙准批飭、未究虚実〕」と述べている。⁽⁹⁶⁾

本件では、曾怡鎚が一回目の訴状の批に対し、自身が訴状の中で求めた対応ではないにも関わらず「蒙准」と表現しており、この批を「准」と認識していたことが分かる。すなわち、原告の認識という留保は伴うものの、法廷審理の要求に対して官が諭で郷村役に調査と報告を命じることは、直接に差役のような実動部隊を動かす措置ではなくとも、訴訟当事者から訴えが取り上げられたと見做される場合があったのである。

三、「請求を聞き入れることを意味する場合」

【三三三〇九】

この案件は、八月の深夜に范阿古を中心とした集団による強盗被害に遭ったと彭林氏が訴え出たものである。

同治一一（一八七二）年一〇月一日に提出された最初の訴状に対して、淡水庁同知の向燾は、数か月前の強盗事件を訴えるなど不可解な点が複数存在し、「訴えてきた内容はでたらめなこと極まっている〔所呈荒謬已極〕⁽⁹⁷⁾」として取り上げなかった。

彭林氏は二回目の訴状で犯人達を捕縛すると共に、墾戸⁽⁹⁸⁾の姜榮華にも犯人追跡の諭を下してほしいと訴えた。これに対し同知は、「続いて出された訴状の情勢は、実に支離滅裂である〔統呈情節、尤屬支離〕」として犯人の捕縛は認めなかったが、「取り敢えず公平に調査し報告するよう諭で命じるのを待て〔姑候諭飭秉公查覆察辦〕」と姜榮華に諭を下して調査を命じた⁽⁹⁹⁾。後に諭を受けた姜榮華等の報告からは、范阿古が彭林氏に借金を申し込んだが断られたため、腹いせに彼女が姦通を働いたと称して仲間の族人達と家に押し入り、彭林氏と彭家の雇工人⁽¹⁰⁰⁾を縛り上げる事件があったこと、その後庁へ訴える前に、一度族人彭徳業の取り成しで和解が成立していたことが判明する⁽¹⁰¹⁾。

本件では、原告の請求内容、すなわち同知に提出した訴状で郷村役へ諭で犯人を捕縛する命令を下してほしいという要求が聞き入れられている。同知は差役を派遣したり開廷を決めたりするといった権力の直接的な行使を宣言していないことから、形式的には訴えを取り上げなかったようにも見えるが、請求の内容という実質面から見れば原告の訴えを聞き入れた対応を行っており、訴えを取り上げる「准」と評価することが可能であろう。

なお、管見の限りで淡新檔案の民事編・刑事編に分類された檔案にこうした論の発出を求める事例は少ないが、それでも上記の通り皆無ではない。このことから、「准」は差役を派遣したり、関係者を法廷へ召喚したりするといった官の直接的な権力発動による場合もあれば、夫馬氏の見解では「准」ではなく「未准」と扱われる郷村役に命令を下すような、言わば間接的な権力の発動がなされる場合をも含むものであったと言える。

したがって、批で直接的な権力の発動が示されるか否かは、訴えが取り上げられるかどうかの絶対的な基準ではなく、むしろ、在地での解決を促す批が訴えを取り上げることの意味するのか、取り上げないことを意味するのかは、訴訟当事者の要求に対する官の応じ方で個別的に決まるものであったと考えられる。

第二節 地方官の著作における言及

ここからは、在地での紛争解決を命じる批が訴えを取り上げることの意味するのか、取り上げないことを意味するのかについて、地方官やその経験者の著作から探る。

まず、在地での解決を促す批は「准」ではないとの見解を紹介する。第一章でも取り上げた樊増祥は、「提出された訴状には、種々でたらめな点があり、俄かには准とし難い。親族に命じて議論の上で稟によつて報告し「官の」決定を待つよう仰せ付ける〔来呈種種含糊、未便率准。仰親族公議稟覆候奪〕と、「准」としない旨を述べつつ親族による調停を命じていることから、親族への調停の命令は「准」ではないと考えていたことが分かる¹⁰³。

加えて、婚姻に関する紛争に対して「訴状の一方的な主張は、あまり信用することができない。村の官人に調査して報告するよう仰せ付ける。もし訴状の内容が虚偽でなければ、准として記録を残し配偶者を選べばよい〔詞出一

面、未可深憑。仰該村官人查明覆奪。如所呈不虛、准予立案抵配可也」との言及から、在地の指導層に調査を命じることが、「准」や「立案」以前の段階として扱われていたと分かる。⁽¹⁶⁾

そしてさらに、在地での解決を促す批を「准」でもなく「不准」でもないと言明する地方官も存在した。例えば、乾隆年間から嘉慶年間にかけて各級地方官を歴任した張五緯は、江西省九江府德安県知県を務めた際の裁判について、次のように述べる。

金錢の借用の紛争を考えると、元來契約書を証拠とすべきだが、民間には、親しい関係であることから利息に言及しない、契約書を求めないといったことが常にある。およそこれらの事件が持ち込まれたならば、頗る躊躇してしまう。故に契約書のない借金について訴えてくる度に、訴状に記載された内容は切実であつても敢えて直ちに准とすることはなく、しかし敢えて批で駁することもなく、ただ近隣の者や保証人達に公平「の精神」に則つて調査・処理して報告するように批示するのである。

〔思借用銀錢、原以票摺為憑、民間常有相好、不言利息、不索票摺之事。凡遇此等事件、頗費躊躇。故每逢告無摺之欠、雖情詞懇切、不敢遽准、亦不肯批駁、惟批隣保秉公查処具覆。〕⁽¹⁶⁾

ここから、張五緯は契約書の無い金錢貸借の訴えに対して、「准」とも「駁」とも判断せず、紛争当事者の近隣住民に対処を申し付けるといふ手段を取っており、このような在地における解決が「准」でも「不准」でもない曖昧な状態と理解していたことが分かる。

また、同じく乾隆期に幕友や知県を務めたことで有名な汪輝祖も、幕友が訴えを「駁」とする批の原稿を作成する際には注意を要するとして、次のように述べる。

一度批で駁としてしまえば、人々が「その批を貼り出した官庁の掲石板前に」やって来て、その「批の」穴を指摘する。批の語が少しでも要点を突いていないと、原告の冤を増やすのみならず、被告の胆力を盛んにし、事省こうとしたのが、転じて事を醸成する羽目になる。……一切の口喧嘩や暴力沙汰の類は、皆戸婚に関する些細な事柄である。……本来解けない恨みはない。ただ訴状中の要点を捉えて、理や情を汲んで適切に諭し導き、弱者には心を安らかにさせ、強者には強気を崩させてしまえば、自然と親族や近隣の者が調停するようになる。准として処理した後に解決して費用を官庁の胥吏の懐に入れさせるよりも、訴えを起こした初めの時点で諭すことにより、誼を全うさせ、姻戚関係も仲睦まじくさせる方がよい。

〔一經批駁、群起而謀抵其隙。批語稍未中肯、非增原告之冤、即壯被告之胆、凶省事而轉釀事矣。……一切口角・争鬪類、皆戸婚細故。……本無不解之讐。第摘其詞中要害、酌理準情、凱切諭導、使弱者心平、強者氣沮、自有親隣調處。与其息於准理之後、費入差房、何如曉於具狀之初、誼全媿睦。〕

彼は、「駁」の批を下すことで紛争がこじれ、官としても対応に苦慮する事態に陥る危険性を指摘する。その上で適切な解決策を示せば当事者がそれに納得したり、在地の人々が和解に向けて動き出したりすると述べる。こうした批が下された目的は第四章で詳しく検討するが、ここでは、批で在地での解決を命じる手法が訴えを取り上げた後の

紛争解決に伴う弊害と対比して述べられていることから、在地の人々に調停を命じる批が「准」とは別個の判断とされている。

以上、淡新檔案と地方官の記録から、在地での紛争解決を命じる批の内実について検討した。本章で明らかになったのは、次の二点である。

一点目は、第一節で明らかにしたように、淡新檔案から見限り、在地での紛争解決を命じる批は、訴えを取り上げない判断とされる場合もあれば、訴えを取り上げる判断とされる場合もあった。官の認識が不明な場合は訴訟当事者の認識を検討するに止まったが、少なくとも在地での紛争解決を命じる批の性質が異なるものであるかは、批の文意やその批が出されるまでの経過から汲み取る必要があったと言える。

二点目は、第二節で明らかにしたように、地方官には在地での紛争解決を命じる批を「不准」として訴えを取り上げるものではないとする見解もあれば、どちらでもない曖昧な状態だとする見解も存在した。ただし、地方官達はそうした批を単に曖昧な状態ではなく必要上取立て下すものだと認識しており、曖昧な内容の批は地方官にとって訴訟指揮でのツールだったことが分かる。

第四章 在地での紛争解決を命じる批の背景

本章では、第三章で取り上げた「准」や「不准」の中間に位置するような在地での紛争解決を命じる批が存在した

背景および意義について考察する。

第一節 官による紛争解決の限界と在地での紛争解決の利点

本節では、在地での紛争解決を命じる批が下された背景として、こうした批を肯定的に捉える見解を取り上げる。まず、考察の前提として、関係する条例を紹介し、次に地方官の認識を検討する。在地での紛争解決に関しては、既に緒言で「告状不受理」条を紹介したが、次の条例も存在した。

【刑律・訴訟「告状不受理」条例八】

民間の訴訟の細々した事柄で、田畑の境界や用水路、親族の遠近・親疎といった類は、郷約や地保に調査して報告するよう命じることを許す。管轄の州県官は努めて直ちに自ら審理しなければならず、批で郷村に処理し結案するよう命じてはならない。もし自ら審理せずに「郷約や地保へ」批発して案件に決着を付けた場合は、管轄の上司は直ちに調査・弾劾を行い、例に照らして「当該州県官を」懲戒処分に付す。

〔民間訴訟細事、如田畝之界址溝洫、親屬之遠近親疎、許令郷保查明呈報。該州県官務即親加剖斷、不得批令郷地処理完結。如有不經親審批發結案者、該管上司即行查參、照例議處。〕

この条例では、一定の案件下で郷約や地保のような郷村役に調査や報告といった裁判の下請けを担わせており、こうした名目があれば訴えを在地に下げ渡す余地が存在したと言える。案件の審理や最終的な決定については必ず州県

官自ら行うよう要求し、郷村役の役割は官の補助に止まることを強調しているが、地方官にとつては、訴えを在地に下げ渡す口実になり得たと考えられる。⁽¹⁸⁾

続いて、こうした条例が存在したという背景の下、清代地方官が在地における紛争解決に対する捉え方を検討する。

まずは第三章第二節で取り上げた張五緯の見解を紹介する。既に紹介した通り、彼は「准」・「不准」いずれでもない判断として在地での紛争解決を命じる批を下していたが、この理由について次のように述べている。

思うに、まだ「紛争が」法廷にまで至っていないければ、両当事者はなお体面が完全には傷付いていない。果たして債務者側が完全に良心に背いておらず、かつ批で両当事者に訴訟を止めさせるよう指示すれば、この批で「対処を命じた」近隣の者達が和解を行う人間となることができ、大半「のもめ事は」自ら処理し稟で報告してきて、「それにより」案件の係属を抹消して終結させることができる。「在地で」解決できず、なおどうしても官で扱わなければならない案件も、結局のところ報告してきた者に「紛争や和解工作の有り様を」問うことができ。この他にも、理がないのに同じ問題が恒常的に起こっている案件の場合は、上述の方法に倣って批発する。「これは」実に民には各々情と理があり、通常の情と理をもってしては一概に論じ尽くせないからこそ、「在地での」調停により紛争を収める方法を用いざるを得ないのである。……思うに、これら金銭での訴訟案件は、ただ「自分の」気を静めて解決を承諾することを求めているだけであつて、必ずしも訊問の上で虚実を明らかにし法を執行したところで決着が着くものではなく、結局は解きほぐせない恨みを増すだけである。これが、案件書類

を読んでも決定できず、何度審理しても終結できず、よって和解させたところの顛末である。

〔蓋未進公門、兩造尚未大破情面。果欠者或不致於尽味天良、且批為兩平息訟之批、所批之隣保又為可以和解息事之人、大半自行清理稟覆、銷案完事。其不能了而仍須到官者、究竟有查覆人可問。此外理所無而事恒有者、倣此批發。實因民間各有其情・其理、不可尽以常情・常理概論、不能不使之調停息事之辦法也。……蓋此類錢債控追・控爭事件、惟求其心平氣和肯結、不必定於訊明虛實執法、以增其不解之怨耳。此看卷不能決、連審不能結、仍歸和息之始末也。〕

張五緯が特に金錢をめぐる訴訟で曖昧な批を下した理由は、官の能力では効果的あるいは根本的な解決が困難と考えていたためであった¹¹¹⁾。金錢以外の紛争については史料で言及されていないが、こうした案件は証拠が乏しく水掛け論に終始する可能性を有する案件は、極力審理の労力や時間を割きたくない（あるいは實際上割けない）との認識があったものと考えられる。

このような認識は張五緯以外の官僚も有していた。例えば第二章で取り上げた劉衡も、次のように述べる。

民間の些細な争いは、あるいは両当事者の関係が親類や隣近所であつて、その訴状は元來軽々しく准とすべきでない。確かに、事件が官の断を経れば曲直は判然とするが、負けた側で不満を抱かない者はいない。往々にしていつまでも恨みを抱いて禍を引き起こす場合があり、民の財産を消耗するだけに止まらない。

〔民間細故、或兩造關係親隣、其呈詞原不宣輕準。誠以事經官断、則曲直判然、負者不無芥蒂。往往有因此構怨

久而釀禍者、不但耗費民財已也。」^(四)

官がもし随時訴状を受け付けたならば、親類や近所の者がいても、説得に及ばず訴訟となる。一度官が訊問して断を下せば、曲直は明らかになるが、勝った側は得るものが多くなく、負けた側は面目を失い、怒りを溜め込むことがいよいよ深い。その害ときたら、言うに堪えないものである。

〔官若随時収呈、則雖有親隣、不及勸阻而訟成矣。一經官為訊斷、曲直分明、勝者所值無多、負者頓失顔面、蓄忿漸深。其害有不勝言者。〕

と述べ、張五緯と同じく、官が訴えを取り上げることは却って訴訟当事者に経済的負担を負わせ、体面を傷付け、後々まで恨みを残す原因になると警戒している。

また、第三章第二節で取り上げた汪輝祖の言及からは、逆に明確な「不准」(駁)の批を出すことで、却って当事者間の紛争が悪化する危険があり、そのような事態を防止するためにも、敢えて明確に「不准」の判断を示すべきではないと述べている。すなわち、少なくとも「不准」とは明言しない批を出すことを肯定しているのであり、ここからも曖昧な判断内容の批は明確な「不准」を回避するために敢えて下す場合があったと分かる。

以上の内、張五緯と劉衡の見解では、訴訟当事者の禍根を残さないことを重視し、その実現手段として在地での解決を評価している。一方で汪輝祖は、訴えを「駁」とした場合と「准」とした場合のどちらにしても問題が生じるとし、回避策として在地での解決に言及する。各見解で差異は見られるが、つまるところ官の裁判では紛争を適切に解

決することが困難であり、それ故に在地での解決が必要だという点で、いずれの認識も一致している。

また、乾隆一四（一七四九）年当時の浙江省台州府知府は、上司である浙江按察使への詳文で次のように述べる。

戸婚・田土・錢債・追租などの案件は地方官庁が訴状を受け付けているが、ただ訴えの内容が事実でないことを恐れ、直ちに准とはせず、あるいは事情が微細であるため、法廷審理を免じる。そこで、訴えた事柄を考慮して、郷保・原媒・原中・族隣・証人等にそれぞれ批で指示して事実を調査して報告させ、あるいは調停を命じ、あるいは催促や交渉を命じる。批示した後で直ちに牌でこの訴状を「差役に」与え、「差役がそれを持って行って」郷保等に交付し、牌「に書かれた指示」に従って処理し復命させる。……もし報告内容がえこひきしたり、処理が不公平であつたりするものであり、……必ず審理すべき場合は、その後に差役を派遣して「関係者を」召喚の上で審理する。……これは民のための統治手法であり、民に累を及ぼす統治手法ではない。……

〔民間戸婚・田土・錢債・追租等件、地方有司接受呈詞、惟恐所呈不実、未便即与准理、又或事属微細、免致匍匐公庭。是以按其所控之事、分別批示郷保・原媒・原中・族隣・詞証人等查実具稟、或飭理処、或飭催交。批出之後、即牌給本呈、令其齎交郷保等、遵牌查理具覆。……倘所覆偏袒不公、理処未得其平、……必須審理者、然後差拘集審。……此便民之政、非累民之政也。……〕⁽¹³⁾

ここでは、法廷審理を行うかどうかを決定するに先立ち、「准」とは明言せずに在地へ下げ渡して調査や調停を命じる理由として、訴状の内容が虚偽であるか否かを官として判断できないことを挙げる。

こうした点については、淡新檔案においても言及が確認できる。親族間の紛争である【二二二二五】の光緒一八（一八九二）年六月三日における批の中で、新竹県知県沈繼曾は次のように述べる。

一族共同の財産でゴタゴタがあれば、同族や同房の長を迎えて共同で議論するのが最もよい方法である。一度法廷で裁判を受ければ、あれこれ飾り立てたり隠したりして、各当事者は架空の事実をほしきままにする。その中の詳しい内情や真実は、実に官の知り尽くすことができないものである。

〔公業有所糾葛、莫善於邀集族房長公同理論。一經對簿公庭、則彼此飾是隱非、各逞禱幻。其中委曲・真情、誠非官所能深悉也。〕

ここでも、当事者等が自身に有利な断を求めて行動する中では、官としても容易に事実を確認できないと対応の限界を指摘し、在地での解決の意義を強調する。

以上の見解からは、官が訴訟当事者の詳しい事情を把握することが困難で、誣告の危険性もあり得ることを背景として、在地へ下げ渡そうとしていたことが窺える。これは同時に、在地での紛争解決を積極的に評価し、官の法廷はそれができない場合の補助的な手段として位置付けていたとも言えよう。

この他康熙〜雍正期に地方官を歴任した魏錫祚は、告示の中で次のように述べて在地での紛争解決を評価する。

そもそも戸婚や田土は、いやしくも争いになれば、もとより訴訟沙汰になることは免れ難い。しかしながら、た

だ県に訴えてきたとしても、批「[の内容]」を知った郷約や地保・親族や近隣・仲介人や証人に調停させるべきである。果たしてこれで処理できなかったならば、「調停者達が」県に稟で報告し「それを受けて県が」審理・判断を行うことで、直ぐに終結させることができる。

〔夫戸婚田土、苟有争執、固難免於告理。然止宜控県、聽批郷地・親隣・中証調処。或果不能処明、稟県審断、即可了結。〕

このように、戸婚田土の案件はまず在地での調停に委ね、官はそれで解決しない場合の補助的な役割に徹するべきで、これにより有効に紛争が解決されると主張する。紛争解決を在地に委ねる理由について詳細には記されていないものの、迅速な解決を可能とする手法だと述べていることから、この点を評価していたのだろう。

第二節 在地での紛争解決に対する警戒

本節では、第一節とは逆に、在地での紛争解決を命じる批を否定的に捉えた見解を取り上げる。

まずは、乾隆三（一七三八）年の湖南省上級官等による一連の議論を考察する。この中で最初に取り上げるのは、議論の契機となった岳常澧道道員の見解である。

州県の訴訟で濫りに郷保に批で命じて調査・報告させている習慣は、是非とも取り除くべきである。……郷保の如きは巷の小民に過ぎない。……当該地方官が裁判を怠けており、およそ訴訟があつて郷保に批発するのは、

六・七割にも上る。若輩⁽¹⁶⁾が一度官の批を受けたならば、好き勝手にして底なしに貪欲であり、是非を転倒し一方的に加担して報告する。州県も皆自ら審理することではなく、草卒に批で締め括り、結局は覆すことのできない案件となってしまう。……

〔州県詞訟濫批郷保查覆之習、宜除也。……若郷保、則里巷小民耳。……該地方官懶于聽斷、凡遇詞訟批發郷保者、十有六七。若輩一遇官批到乎、肆無忌憚飽其貪饜、則顛倒是非、但護具復⁽¹⁷⁾。州県並不再加親鞫、草卒批結、竟成鉄案。……〕⁽¹⁸⁾

道員のこうした見解に対し、湖南布政使・按察使（両司）は、共同で以下のように述べる。

民間の紛争や戸婚田土の細事は、……一律に差役を派遣して拘束することはよろしくない。思うに、衙役等は往々にして狼が貪ったり虎が噛むようにしたりして行動し、何か事件が起これば事を大きくし、当事者が法廷へ出ていないのに早くも既に有り金を使い果たさせてしまっている。仔細に検討を尽くし、最終的に郷保に諭で命じなければならぬ場合もある。その際は、あるいは一族・近隣に同席させ、あるいは仲介人や証人を招き、公平に和解して報告させ、是非を察して終結を批示する。これもまた紛争を解決して人々を安んじ、胥役の賄賂要求を防ぐ一法である。郷保は本来官庁の下役ではないため、「官の威勢を」頼みとすることはなく巷で「当事者達」と共に暮らしているため、いやしくも威勢を張って武断が過ぎるのでなければ、彼等「当事者達」もまた侮られたまま甘んじることはない。……

「准」と「不准」の間——清代中国における訴訟係属判断の様態——

〔民間鼠牙雀角・戸婚田土細故、……不便概行差拘。蓋縁衙役人等往往狼貪虎噬、遇事生風、以致兩造未到公庭、早已傾囊倒篋。仔細籌尽、遂有不得不論令鄉保、或同族隣、或邀中証、秉公調処稟覆、察其是非批示完結者。此亦息事寧人、并杜胥役索詐之一法也。總以鄉保本非衙門人役、無恃可倚同居里巷、苟非逞威作勢武斷過甚、伊等亦未敢甘受其欺。……〕⁽¹⁰⁾

両司は、法廷審理を行う際に必ず関与する胥吏や差役といった官庁の下役の害と比較して郷村役や親族などによる紛争解決の長所や信頼性を評価しつつも、続けて次のように在地での紛争解決への制約に言及する。

しかしながら、当該府・直隸州の所属「州県官」があるいは不正・不公平に政務を執り行い、若輩が些末なことにかこつけて賄賂を要求する風習の発端となるかもしれない。よつて岳常濃道が述べる通り、管轄の各官庁に厳しく通達し、以後もし婚姻における搶奪や土地を盗んでの売買、並びに倫理に関する鬭争でその事情が些細でないとといった場合は、一律に郷保へ批発して調停させることを許さない。……

〔但恐該府州所屬、或有任奸偏聽、致啓若輩藉端需索之風、亦未可定。応如岳常濃道所陳、請嚴飭該屬有司、嗣後如遇婚姻中之搶奪及盜売・盜買之田土并争鬭有關倫理、其情事非屬細故者、不許概批郷保調処。……〕⁽¹⁰⁾

布按両司は州県官が裁判などの政務を不正に運営する可能性を指摘し、加えて郷村役の間で賄賂が蔓延することを警戒する。

そしてこのような下僚の見解に対して、湖南巡撫は次のように述べる。

地方の郷保は、例として盜賊・逃亡犯・賭博・耕作用の牛の私的な屠殺を取り締まり、また人命案件・失火を官へ報告することになっており、これが専ら自身の責任に属する事務である。それ以外の民間の出来事に対して、どうして関与すべきであろうか。州県は直接民に接する官であり、およそ訴えがあつて受理すべきであれば、事の大小を問わず、全て自ら調査して決定すべきである。どうして郷保に批発して、彼等が利を貪つて私利を営んだり、事案を引き延ばしたりして累を生じさせるのを認められようか。……

〔地方郷保、例止稽查盜・逃・賭博・私宰耕牛及呈報命案・失火、是其專責。其余民事、豈宜干預。州県親民之官、凡遇詞訟応行受理者、事無鉅細、俱應躬親剖決。豈可批發郷保、致伊等貪利營私、拖延滋累。……〕^(註)

このように、巡撫は特定の違法行為の取締りを除き、郷保はその他の事項については関与してはならず、全て地方官が訴えを取り扱わなければならないとの見解を示し、当時湖南省内の州県で広まっていた郷村役へ多くの案件を下げ渡すという実務慣行は、一部の案件を除き、道以上の上級機関に否定された。このことから、同一省内でも州県のような下級機関と道以上の上級機関との間には、訴えを取り上げる際の手続をめぐり認識の相違が存在したことが分かる。

しかしながら、官による在地への紛争解決下げ渡しの問題点は解決されず、乾隆一八（一七五三）年にも湖南巡撫が以下の見解を示している。^(註)

州県は告期ごとに訴状を受け付け、数件を批で「准」とする他、常に口喧嘩・些細な悪感情・錢債の細事は保隣・戸族・里老・中証等に批で調査・処理を命じているが、これはもとより紛争を減らして憤激を解き、紛争を収めて民を安寧にするためである。しかしながら、ずる賢いことが習慣となり、嘘偽りが多発し、訴状に記載された保隣・中証人等で結託して気脈を通じていない者はいない。……

〔州県毎告收取呈状、批准数件之外、毎以口角・微嫌・錢債細故、批令保隣・戸族・里老・中証等查处、固属鮮争・积忿、息事寧民之意。但刁健成習、詐偽多端、其詞内所載之保隣・中証人等、無非串通一氣之人。……〕⁽¹⁹⁾

ここで巡撫は、州県が受け付けた訴えの大半を郷村役などに下げ渡していると批判しつつ、紛争解決に有効であることは認めている。しかし他方で、こうした在地の人間による調停では、調停者の独立性を担保することが困難であるとも述べる。

ここで指摘されている点は、在地での紛争解決に内在していた性質と言える。すなわち、訴訟当事者と関わりが深い人物や紛争の要因・諸事情を予め承知している人物が間に立てば納得のいく解決に至ることも多かったであろうが、一方で調停者が独立した第三者として行動し難いという側面も有し、逆に公平・公正な紛争解決が遠退くこともあったのだろう。

また、乾隆初期に江西省で按察使を務めた凌燾は、郷村役に事案の調査を委ねるべきとする府からの提案に対して、以下のように述べる。

当該府が述べた、改めて郷長を設けて事件を調査させるとの意見について。調べたところ、地方の裁判で理非曲直を断じるとき、責任は官員にある。郷保に批発して「紛争を解決させて」いるのは、元來地方の悪習である。思うに、郷保の中で公平正直な者はほとんどおらず、同じ郷里の人間である以上、親しい者を庇うことは免れない。是非曲直に、どうして偏りや隠蔽がないと言えようか。地方官は審断を怠つて容易く好き勝手に批で「紛争の解決を郷保に」下げ渡し、陽には事務を省くという名目にかこつけ、陰にはごまかす弊害を生じさせている。地方の佐雜官が民の訴えに批を与えて処理してはならないことを知らないのだろうか。「佐雜官ですら訴訟を処理してはならないのに」どうして郷長に批発して、弊害を生じさせることができようか。しかしながら、郷長という役は有徳の老人が就くべきものであるから、地方官に命じて分を弁え温厚で慎み深い人物を選ぶべきである。……裁判の中で、果たして口喧嘩といった些細な争いおよび土地・債権関係の細事であれば、「郷長に」調停を命じる。もし調停に不服の者がいれば、直ちに郷長に命じて原告・被告と共に「案件の処理を」法廷へ戻し、地方官は即座に断を下して「調停の指令書を」返納させ、もつて差役を派遣することによる面倒を生じさせない。その他の一切については、全て悪習に因循してでたために批で調査を命じてはならない。……

〔該府所稱改設郷長承査事件之処。查、地方詞訟剖断曲直、責在長吏。批發郷保、原属地方陋習。蓋郷保中公平正直者無幾、同属郷里、未免各庇所親。曲直是非、豈無偏蔽。地方官怠于問断、輒擅批行、陽托省事之名、陰長欺朦之弊。不知地方佐雜、尚不得批理民詞。豈容混批郷長、致滋弊竇。但郷長一役、即属耆老、応筋地方官僉扶安分醇謹之人、……詞訟内、果係口角細故及田債不明細事、發令調処。如有不服処息者、即令郷長喚同原・被、

「准」と「不准」の間——清代中国における訴訟係属判断の様態——

「大堂回繳、地方官立時剖斷省積、以免差擾。其余一切、概不得因循陋習混行批查。……」⁽¹⁴⁾

引用史料中、凌燾は郷保に対する不信感を第一に述べる。具体的には、郷保は現地での人間関係に捉われて公正な解決ができないというものであり、この点は郷保の属性からして発生する可能性の高い弊害と考えられる。また州県官の対応に対しても、面倒を避けるため審理を行わず安易に郷保へ下げ渡していると批判を加える。そして郷長を設けて裁判の補助を担わせるといふ府からの提案に対しても、原則として裁判事務への関与が禁止されている佐雜官と対比して、官員ですらない郷長が訴訟に関与すべきではないと主張する。

凌燾は、人格者を郷長として選任すれば取り敢えず口喧嘩および土地・負債といった細事の解決を委ねてもよいとも述べ、一定の条件下で郷長による紛争解決を肯定しているが、これが不調に終わった場合は直ちに官の法廷で審理を行うべきだとも指摘しており、つまるところやはり在地での解決に不信を抱いていると言えよう。

紛争を在地へ下げ渡すという対応は、本節で取り上げた乾隆三（一七三八）年における湖南省の岳常澧道道員の言及からも常態化していた形跡が窺え、乾隆初期の州県ではこうした実務が省を跨いで常態化していたものと考えられる。また、乾隆後期の浙江按察使・布政使は、「地保というものは、村の中で職にあぶれた人間であり、この役職に就きたいと願う者がいれば、その者を充当することを認めている〔地保一役、乃係郷中無業之民、願充此役者、准其充当⁽¹⁵⁾〕」と、地保に対する不信感を述べる。

一方で、魏錫祚や湖南按察使・布政使、さらには郷村役へ強い不信を有する凌燾でさえも、細事であれば在地に下げ渡してよいとの見解を示している点は注目される。つまり、細事の裁判であれば下げ渡すという認識は、在地での

解決の賛否を問わず、清代の地方官僚達に共通していた。恐らく、在地での紛争解決が望ましくないことであっても、現実問題として彼等の手を借りずに全ての案件を処理することはできなかったためと考えられるが、紛争は官の裁判で解決すべきという理念と、実際にはそれが困難であるという現実との乖離が厳然と存在していたのである。

以上、訴訟係属の判断に際して在地での紛争解決を命じるという曖昧な批が下された背景を、地方官の認識から検討した。ここからは、官が訴えを適切に解決することが困難であり、これを補う手段として在地への批発が用いられ、これが「准」とも「不准」とも明言されない曖昧な判断領域を生み出していたことが分かる。

清代の官僚の間では、在地へ下げ渡すという対応に対しては、それを紛争解決に資するとして肯定する見解もあれば、官としての責任を放棄し不公正な紛争解決を招くという批判も存在した。⁽¹⁸⁾これらは、いずれも当時の現実を踏まえた見解であるが、いずれにせよ現実には在地へ下げ渡すことなしに裁判を運営することは困難であり、国家が紛争解決を一手に担うことはできなかった。しかしながら、紛争を放置することもできないため、結局は在地での解決を促さざるを得ない。そこで編み出されたのが、提起された訴えに対して「准」とも「不准」とも明言せず在地に紛争解決を委ねる手法だったのである。

結語

以上、清代中国における訴訟係属判断の様態や背景に関して検討を行った。本稿で明らかになったのは、大きく次

の三点である。

一点目は、訴えを取り上げるとする批やその境界線の曖昧さである。夫馬氏の研究では「准」と「不准」の間に大きな「未准」が存在するとしつつ、「不准」を将来的に受理しない断定的判断、「未准」を将来的に受理する可能性がある暫定的判断と、それぞれ定義付けた。しかしながら、こうした明確な区別は同時期の中国で普遍的に見られたものではなく、「不准」と呼ぶにせよ「未准」と呼ぶにせよ、少なくとも本稿で検討した巴県以外の地域では、これらはいずれも訴状を読んだ地方官が訴えを取り上げないとするその時点に限った判断であった（もちろん、それが結果的に最終判断となる場合もある）。

二点目は、訴えを取り上げるとする批やその境界線の曖昧さである。官による権力行使を宣言する批、そして在地の紛争解決を命じる批が「准」から「不准」の中でどこに属するかは、訴えを受け付ける地方官の意図により、あるいは訴状の内容（訴訟当事者の意図）により様々であった。そして、こうした曖昧な批が下された背景には、官による裁判の限界と在地の紛争解決への期待とのせめぎ合いがあり、その解消手段としてこうした批が用いられた。

以上を踏まえて考えると、清代中国における訴訟係属の判断は、訴えを取り上げるとする判断と取り上げないとする判断との間に明確な境界線はなく、「准」から「不准」に至るまでがグラデーションのような連続体として存在し、その両極にそれぞれ法廷審理を行うとうとの判断と訴えを全く取り上げないとの判断が位置したと言える。そして、訴えを受け付ける地方官は、こうした広がりを持つ選択肢の中から個々の訴えに最適と考える手段を批で示していたのである。

三点目は、曖昧な判断領域を生み出した地方官の認識である。彼等の中には、訴えを適切に解決することが困難な

場合、在地での解決に積極的な意義を認めて下げ渡そうとする者がいる一方で、紛争の解決は官の職務であり、調停者の資質や人格の問題により公平・公正な解決が期待できないと否定的な見解を持つ者もいた。夫馬氏が指摘するように、訴状を取り上げないことによる懲戒を回避したり、受け付ける訴訟の数を抑制したりする目的で「准」でも「不准」でもない判断領域が生じたことは否定できないが、本稿で引用した史料からは、むしろ在地への下げ渡しや紛争解決のあり方に対する見方自体が一様でない中、実効性のある紛争解決を図るため、在地での紛争解決を命じるという訴えを取り上げるか否かを曖昧にする批が下されたと言える。

一方で、本稿において積み残した課題も存在する。例えば、訴えを取り上げるとする「准」の批は、法廷審理に言及するものと差役の派遣に言及するものとに大別できるが、両者の差異つまり「准」の中身についても、より踏み込んだ考察が求められよう。すなわち、いずれも官として対応に乗り出す点において変わりはないものの、地方官自身が直接担当する法廷審理と官庁の下役に過ぎない差役の派遣とでは、質的な差異が存在したと見るべきである。

また、現地に派遣された差役の活動の重要性については、フィリップ・ホアン氏が官の裁判と民間の調停とが共同して作用する「第三領域」の一環として把握することを提唱しており、⁽¹⁷⁾滋賀秀三氏の研究でも彼等が地方官の命を受けて行う活動が紛争解決に果たした役割が言及されている。⁽¹⁸⁾したがって、訴えを受け付ける地方官も、在地での紛争解決のみならず、彼等下役の働きを前提に訴えを受け付けるか否かの判断を下していた可能性があり、この点も検討する余地がある。

さらに、訴えを取り上げると否かの判断は、本稿で明らかにした通り地域差が存在しており、加えて時期的な差異も存在したと考えられる。よって、清代中国の法実務を理解するためには、より多くの地域の運用状況について史料

を丹念に検討した考察が望まれるが、この点は今後の課題とし、ひとまずここで本稿を締め括ることとしたい。

参考文献（日本語読み五十音順）

〔史料〕

- ・官箴書集成編纂委員会編『官箴書集成』（中国、黄山書社、一九九七年）
- ・台湾大学「深化台湾研究核心典藏數位化計畫」ホームページ：國立臺灣大學「深化臺灣研究核心典藏數位化計畫」（URL：<http://dtrap.lib.ntu.edu.tw/DRAP/index.htm>）（二〇二二年七月二日最終閲覧）
- ・『淡新檔案』（台湾、国立台湾大学（第一～四冊）、国立台湾大学図書館（第五～三二冊）、一九九五年～二〇一〇年）
- ・包偉民主編『龍泉司法檔案選編（第一輯）』（中国、中華書局、二〇一二年）
- ・楊一凡等主編『歷代判例判牘』（中国、中国社会科学出版社、二〇〇五年）
- ・楊一凡等編『中国古代地方法律文献（乙編）』（中国、世界圖書出版、二〇〇九年）
- ・楊一凡主編『歷代珍稀司法文献』（中国、社会科学文献出版社、二〇一二年）
- ・楊一凡等編『中国古代地方法律文献（丙編）』（中国、社会科学文献出版社、二〇一二年）

〔研究書・論文〕

- ・太田出『中国近世の罪と罰―犯罪・警察・監獄の社会史』（名古屋大学出版会、二〇一五年）
- ・滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、一九八四年）
- ・同『統・清代中国の法と裁判』（創文社、二〇〇九年）
- ・戴炎輝『清代台湾における訴訟手続について―淡新檔案を資料として―』（『国家学会雑誌』八一巻三・四号、一九六八年）

- ・戴炎輝『清代台湾之郷治』（台湾、聯経出版、一九七九年）
- ・寺田浩明『明清法秩序における「約」の性格』（溝口雄三他編『アジアから考える「四」社会と国家』（東京大学出版会、一九九四年）所収）
- ・寺田浩明『中国法制史』（東京大学出版会、二〇一八年）
- ・那思陸『清代州県衙門審判制度』（台湾、文史哲出版社、一九八二年）
- ・夫馬進『中国訴訟社会史概論—夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』（京都大学学術出版会、二〇一一年）所収）
- ・夫馬進『中国近世の訴訟と社会』（吉田光男編著『東アジア近世近代史研究』（一般財団法人放送大学教育振興会、二〇一七年）第六章）
- ・Philip C. C. Huang, *Civil Justice in China: Representation and Practice in the Qing* (Stanford University Press, 1996)

注

(1) 「呈」とは、訴状の様式の一つ。民衆から官へ訴えたり上申する際の一般的な様式。郷紳層が主に用いた様式は「稟」（私信形式の上行文。公文書の一つであり、訴状以外に下級官員から上級官員への連絡によく用いた）であるが、厳格な決まりはなく、法的効果も変わらない。滋賀秀三『清代中国の法と裁判』一五一頁以下、同『続・清代中国の法と裁判』二八頁以下、寺田浩明『中国法制史』一四三頁を参照。

(2) 官僚の見解を示す書き付け。批で「准」と判断を下すことを「批准」、批で「不准」と判断することを「批駁」や「批斥」、批で指示や命令を下すことを「批示」、批で事案を下げ渡すことを「批発」と言う。滋賀秀三『清代中国の法と裁判』一五一頁および一五四頁以下、同『続・清代中国の法と裁判』二八頁以下、寺田浩明『中国法制史』一六六―一六七頁。

「准」と「不准」の間——清代中国における訴訟係属判断の様態——

- (3) 「準」も同義。本稿では原則として「准」を用いるが、史料上の表記が「準」である場合はそのままとした。
- (4) 現代日本の「受理」は主に行政庁の行為に対して用いる語だが、行政と司法が分離していない清代中国においては、清代中国においては、裁判機関でもある行政官庁で訴状が「受理」(当時の用語では「准」の語が用いられることも多い)されたことが訴訟の係属を意味した。本稿では、現代日本における用語と区別するため、先行研究や史料原文で「受理」の語が用いられている場合は基本的にそのまま用い、本文および注では原則として「訴えを取り上げる」・「訴えを取り上げない」などと表記する。
- (5) 戴炎輝「清代台湾における訴訟手続について―淡新檔案を資料として―」一二四頁。
- (6) 滋賀秀三「清代中国の法と裁判」六五頁・六七頁注(二〇四)・一五四頁。
- (7) 本稿引用の史料中、() は原文の注を、「」は筆者による注を、「」は現代語訳に対応した原文をそれぞれ示す。
- (8) 『西江視臬紀事』卷二「彙催各属上行案件并造報日理事件議詳」(『中国古代地方法律文献(乙編)』第一一冊五八八頁以下)、『福惠全書』卷一一・刑名部「放告」・「批閱」(『官箴書集成』第三冊三二八頁以下)。
- (9) 滋賀秀三「清代中国の法と裁判」一五四～一五九頁、寺田浩明「中国法制史」一六八頁以下、那思陸「清代州県衙門審判制度」八四～八五頁。
- (10) なお滋賀氏は、淡新檔案には「准」でも「不准」でもなく、言わば聞き置くとする批が非常に多いと指摘するが、それ以上の詳しい検討は行っていない(滋賀秀三「統・清代中国の法と裁判」三六頁)。
- (11) 夫馬進「中国訴訟社会史概論」七九～八〇頁。
- (12) 夫馬進「中国訴訟社会史概論」八二頁。
- (13) 夫馬進「中国訴訟社会史概論」二〇～二二頁・二三頁・二五～二九頁・一〇九～一一〇頁。夫馬進「中国近世の訴訟と社会」一二八～一二九頁。

(14) 例えば、『清実録』や『刑案匯覽』などに「告状不受理」条に言及した裁判や官員の懲戒処分事例がほとんど確認できないことからしても、この規定がどこまで（特に地方）官僚の準則として機能していたのか疑問が残る。

(15) 本稿における淡新檔案の番号は、台湾で付されたものをそのまま使用する。なお、檔案の内容は、台湾大学図書館で出版された点校本『淡新檔案』および台湾大学「深化台湾研究核心典藏數位化計畫」ホームページで公開されている画像データの双方を突き合わせて確認した。

- (16) 淡新檔案【二二二一八―二】。
- (17) 淡新檔案【二二二一八―二】。
- (18) 淡新檔案【二二四三五―一】。
- (19) 淡新檔案【二二四三五―三】。
- (20) 淡新檔案【二二四三五―四】。
- (21) 淡新檔案【二二四三五―五】。
- (22) 淡新檔案【二二五二〇―一】。
- (23) 淡新檔案【二二五二〇―三】。
- (24) 淡新檔案【二二五二〇―四】。
- (25) 淡新檔案【二二五二七―一】。
- (26) 淡新檔案【二二五二七―二】。
- (27) 淡新檔案【二二五一九―一】。
- (28) 淡新檔案【二二五一九―四】。
- (29) 淡新檔案【二二六〇九―一】。

- (30) 淡新檔案【二二六〇九一二】。
- (31) この一月八日の訴状自体は現存していないが、後述する二月三日の訴状（淡新檔案【二二六〇九一三】）の末尾に、一
つ前の訴状に対する批に参考として記入されており、ここから八日にも訴状が出され、訴えを取り上げない旨の批が下されてい
たと分かる。

- (32) 淡新檔案【二二六〇九一三】。
- (33) 淡新檔案【二二六一三一一】。
- (34) 淡新檔案【二二六一三一一】。
- (35) 淡新檔案【二二六一三一一】。
- (36) 淡新檔案【二二七〇二一一】。
- (37) 淡新檔案【二二七〇二一一】。
- (38) 淡新檔案【二二七〇二一一】。
- (39) 淡新檔案【二二五一九一五】。
- (40) 淡新檔案【二二五二四一一】。
- (41) 淡新檔案【二二五二四一一】。
- (42) 淡新檔案【二二六一二一一】。
- (43) 淡新檔案【二二六一二一一】。
- (44) 淡新檔案【二二六一二一一】。
- (45) 淡新檔案【二二八〇三一一】。
- (46) 淡新檔案【二二八〇三一一】。

- (47) 淡新檔案【二二八〇三—四】。
- (48) 淡新檔案【二二八〇三—六】。
- (49) 淡新檔案【二二八〇三—六】。
- (50) 淡新檔案【二三七〇四—一】。
- (51) 淡新檔案【二三七〇四—三】。
- (52) 淡新檔案【二三七〇四—四】。
- (53) 台湾大学「深化台湾研究核心典藏數位化計畫」ホームページ「淡新檔案」【二二五二四—一】の画像を参照。
- (54) 淡新檔案【二二五三四—三】。
- (55) 原文は「奈房族屢次向理、被僥・被辱、強横習慣。此番又聞、兩控不准、越發無忌、房族舌敝唇焦、不惟不聽、坡等且敢大言、待氏控准出理未遲。……」（淡新檔案【二二六一二—三】）。
- (56) 淡新檔案【二二八〇三—案由】。
- (57) 清末の浙江省処州府龍泉県における檔案からも、「不准」とされた訴状について、夫馬氏の見解とは異なる経過を辿ったものが確認できる（『龍泉司法檔案選編（第一輯）』（上）一三二頁以下）『瞿自旺控瞿長青等恃強搶貼案（光緒三四（一九〇八）宣統元（一九〇九）年）』。
- (58) 清代の約に関しては、寺田浩明「明清法秩序における「約」の性格」を参照。
- (59) 『樊山批判』卷三「批賀天祐稟詞」（『歷代判例判牘』第一一冊二五〇頁）。
- (60) 『樊山批判』卷二「批盧成等呈詞」（『歷代判例判牘』第一一冊六九頁）。
- (61) 『樊山批判』卷二「批封建擬呈詞」（『歷代判例判牘』第一一冊八二頁）。
- (62) 『樊山批判』卷二「批張錫命呈詞」（『歷代判例判牘』第一一冊五四二—五四三頁）。

「准」と「不准」の間——清代中国における訴訟係属判断の様態——

- (63) 『樊山批判』 卷一三「批楊悅茂呈詞」(『歷代判例判牘』第一冊五七二頁)。
- (64) 『樊山批判』 卷三「批包吉王連陸稟詞」(『歷代判例判牘』第一冊一三三頁)。
- (65) 『樊山批判』 卷三「批張星煥呈詞」(『歷代判例判牘』第一冊一三七頁)。
- (66) 『樊山批判』 卷五「批安茂花呈詞」(『歷代判例判牘』第一冊一九三頁)。
- (67) この点は、滋賀氏が清代の裁判の終結につき、訴訟の結論は官が随時変更可能であった(審理の結果としての裁定について、現代日本での「形式的確定力」や「羈束力」は存在しなかった)と指摘することと軌を一にすると見える(滋賀秀三『清代中国の法と裁判』一九七頁以下)。
- (68) 夫馬進「中国訴訟社会史概論」八二～八三頁。
- (69) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』一五五～一五六頁・一五九頁。
- (70) 劉衡『庸吏庸言』上卷「理訟十條」(『中国古代地方法律文献(丙編)』第六冊五七八～五七九頁、『官箴書集成』第六冊一九五頁)。なお、同じ著者による『州県須知』にも同一の記述を載せる(『官箴書集成』第六冊一〇～一一頁)。
- (71) 「佐式官」・「雜職官」の総称。いずれも官庁の長官たる「正印官」(地方官庁であれば総督・巡撫・布政使・按察使・道員・知府・知州・知県など)の下で働く官員。佐式官とは官庁の次官(州では「州同」や「州判」、県では「県丞」や「主簿」など)を、雜職官とはその下の補佐官(府・州・県の「巡檢」、布政使・道・府の「倉大使」、府・州・県の「稅課大使」など)を指す。公務での出張による不在あるいは病氣・怪我などによる職務遂行困難といった場合を除き、裁判は正印官の専権に属した。滋賀秀三『清代中国の法と裁判』一頁以下、寺田浩明『中国法制史』一五六頁を参照。
- (72) 佐雜官は知県などの正印官ではないため、原則として訴訟の審理は認められていなかったが、実際にはそうした禁制は遵守されておらず、少なからぬ訴訟が佐雜官に持ち込まれていた。佐雜官が訴えを取り上げていた点については、太田出『中国近世の罪と罰』一三〇頁以下を参照。

(73) 『増刪佐雜須知』卷三「雜員職守」(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第一冊三六八―三六九頁)。

(74) 一例として、淡新檔案【二三四一九―九】や【二三二〇七―四】。

(75) なお、佐雜官が「准」とした事案は本来の裁判担当者である正印官へ送致することになったはずだが、「仰郷保等類」とした場合、自身限りでの対応となった可能性がある。

(76) 『湖南省例成案』刑律・訴訟・告狀不受理「通飭力清訟源」(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第四冊四二九―四三〇頁)。

なお、ここで紹介した巡撫の見解については、省略した部分を含め第四章でも取り上げる。

(77) 『求芻集』「註銷自理辭訟事」(『歴代判例判牘』第九冊二六二頁)。

(78) 『樊山批判』卷二「批黃心畲覆呈」(『歴代判例判牘』第一冊三三―三四頁)。

(79) 『樊山批判』卷二「批黃心畲呈詞」(『歴代判例判牘』第一冊四六頁)。

(80) なお、そもそも一回目や二回目の訴状で訴えを取り上げないとする批が多い理由について、光緒一三(一八八七)年の新竹県知県方祖蔭は、「訴訟はつまるところ最後まで粘れば凶事となる。本官が訴えがあっても直ちに差役を派遣して関係者を召喚しないのは、元々小民の情は憎むべきであるが、愚かて実に憐れだからである。それゆえ特に曲げて哀れみを与えている。一・二回「訴状を受け」てから「在地に」処理を命じるのは、小民が本官の意を仰き守り、悟ってほしいからに他ならない(訟則終凶。本県之所以遇案不即差伝者、原以小民之情雖可惡、而愚實堪憫。故特曲為矜卹。一再飭理、冀小民之有以仰体此意、而感悟之耳)」と述べる(淡新檔案【二三四三〇―九】)。なお、訴訟で粘ると凶事となるという「終凶」概念については寺田浩明『中国法制史』一九一―一九二頁を参照)。「刑錢必覽」卷七「詞訟」でも、「訴状は一・二回批で駁することに於て真情が明らかに(なり、……法廷訊問で初めて「真情が」明らかになるのを待たずして、直ちに批で断を下すことができる(呈詞有批駁一兩次、真情露出……無待庭訊始明、可即行批断)」(『歴代珍稀司法文獻』第三冊一三一―一三二頁)とある。このように、最初の一・二回の訴状は訴えの取り上げを目的として誇張や虚偽が含まれて信用できないため、取立てこうした処理方法を用いるべきとするの

「准」と「不准」の間——清代中国における訴訟係属判断の様態——

が、清代における多くの地方官の認識だったと言えよう。

- (81) 寺田浩明『中国法制史』一三六頁以下。
- (82) 淡新檔案【二二七〇六一二】。
- (83) 公平で親身な第三者。寺田浩明『中国法制史』一三七頁を参照。
- (84) 淡新檔案【二二七〇六一三】。
- (85) 淡新檔案【二二七〇六一六】。
- (86) 淡新檔案【二二六一二一一】および【二二六一二一二】。
- (87) 淡新檔案【二二六一二一三】。
- (88) 国立台湾大学「深化台湾研究核心典藏數位化計畫」ホームページの「淡新檔案」【二二六一二一一】・【二二六一二一二】の画像を参照。
- (89) 淡新檔案【二二四四二一一】。
- (90) 淡新檔案【二二四四二一三】。
- (91) 淡新檔案【二二四四二一四】。
- (92) 淡新檔案【二二四四二一五】。
- (93) 淡新檔案【二二四四二一五】。
- (94) 台湾における郷村役の一種。戴炎輝『清代台湾之郷治』二二頁以下を参照。
- (95) 淡新檔案【二四四〇二一一】。
- (96) 淡新檔案【二四四〇二一二】。
- (97) 淡新檔案【三三三〇九一一】。

(98) 原義は佃戸（小作人）を雇って農業経営を行う地主であるが、清代の台湾ではこれに加えて先住民からの漢人居住地域の防衛や盗賊や無頼の調査といった治安維持業務をも担い、中国内地の郷村役に似た存在であった。戴炎輝『清代台湾之郷治』一〇一頁以下を参照。

(99) 淡新檔案【三三三〇九—二】。

(100) 雇工人とは、明・清律における身分犯の概念の一種。家の内部で、比較的隷属度が低い（奴婢ほどには主家に隷属しないが、有期雇用契約などを通じて主家に取り込まれた）人間を指した。寺田浩明『中国法制史』六八頁以下を参照。

(101) 淡新檔案【三三三〇九—五】。

(102) 淡新檔案の行政編には、論を下すよう求める複数の訴状が存在し、それが受け入れられている（例えば【二二三三三】・【二二三二七】・【二二三三三】・【二二三三四】・【二二三三五】・【二二三三九】など）。ただし、これらは通常の訴えではなく郷村役の任命のような純粹に行政上の事項に関する嘆願であり、性質上本稿で論述しない。

(103) 『樊山批判』卷一「批何李氏呈詞」（『歴代判例判牘』第一冊四三頁）。

(104) ここでの「村の官人（該村官人）」とは具体的に何を指すのか不明だが、郷約や地保などの郷村役を指すものと考えられる。

(105) 『樊山批判』卷二四「批劉忠義呈詞」（『歴代判例判牘』第一冊六〇四頁）。

(106) 張五緯『未能信録』卷一・原起総論「又任德安県時、……」（『歴代判例判牘』第九冊五〇七頁）。

(107) 汪輝祖『統佐治彙言』不分卷「批駁勿率易」（『官箴書集成』第五冊三二七頁）。

(108) むしろ、実際に裁判に当たる地方官にとって、ここで紹介する「告状不受理」条例八の方が重要性が高かったのではないだろうか。当該条例は、訴えを取り上げて解決するという統治理念上の要求と、ある程度の紛争は在地に解決を委ねざるを得ない実情とを妥協させたもので、「告状不受理」条よりも実務上は実効性のある規定だったと推測される。

(109) 張五緯『未能信録』卷一・原起総論「又任德安県時、……」（『歴代判例判牘』第九冊五〇七～五〇八頁）。

(110) 第三章第二節。

(111) 劉衡『庸史庸言』上卷「理訟十條」(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第六冊五七八頁以下、『官箴書集成』第六冊一九五頁)。なお、同じ著者による『州県須知』にも同一の記述を載せる(『官箴書集成』第六冊一一〇頁以下)。

(112) 同前(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第六冊五八六頁以下、『官箴書集成』第六冊一九七頁(および『官箴書集成』第六冊一二二頁))。

(113) 『規規拾遺』卷下「批查批処等事牌給本呈不得差押・査問差役有無需索」(『中国古代地方法律文獻(乙編)』第一三冊一二三頁以下)。

(114) 淡新檔案【二二二二五—一六】。

(115) 『魏錫祚告示』『禁細事刁告示』(『中国古代地方法律文獻(乙編)』第九冊四五七頁以下)。

(116) ここでの「若輩」は不逞の郷保を指す。

(117) 史料原文の「ママ」字は、「担」の誤字あるいは印刷時の誤植と考えられる。訳文は「担」の意に拠った。

(118) 『湖南省例成案』刑律・訴訟・告状不受理「民間詞訟禁止濫批郷保査覆・徵取錢糧令民自封投櫃」(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第四冊三九九〜四〇〇頁)。

(119) 同前(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第四冊四〇一〜四〇二頁)。

(120) 同前(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第四冊四〇二〜四〇三頁)。

(121) 同前(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第四冊四〇五頁)。

(122) この史料は、第二章でも一部を取り上げたが、再度ここでも引用する。

(123) 『湖南省例成案』刑律・訴訟・告状不受理「通飭力清訟源」(『中国古代地方法律文獻(丙編)』第四冊四二九〜四三〇頁)。

(124) 『西江視臬紀事』卷二「議建昌府条陳保甲詳」(『中国古代地方法律文獻(乙編)』第一一冊四六五〜四六六頁)。

- (125) 『治浙成規』 卷二「禁止勒派股実農民・生監充当地保・荘長」(『中国古代地方法律文献(丙編)』第七冊四九一頁)。
- (126) 夫馬氏も、「郷村での調解機能がはなはだ頼りないものであった」、「訴訟をできるだけ県以上で受けつけるようにし、公正な裁判をすることこそが為政者の責務であるとする理念も生まれた」と述べる(夫馬進「中国訴訟社会史概論」一八頁)。
- (127) Philip C.C. Huang, *Civil Justice in China* 一〇頁以下。
- (128) 滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』六六頁以下。

“准”與“不准”之間 —清代中國的訴訟受理判斷的樣態—

木下慎梧

以往，清代中國的訴訟程序被認為是通過，地方官決定受理案件的“准”或不受理案件的“不准”的批示來實現的。此外，近年來還有一種觀點認為：這兩者之間存在著一個被稱為“未准”的判斷領域。

本文在這些前人研究的基礎上，從台灣“淡新檔案”及地方官著作中收集一定數量的批，據內容分為“不准受理”、“官府行使職權的聲明”、“責令在地解決糾紛”三類。然後，對各種批的含意與用詞方式，以及地方官或民眾的認識進行分析，由此探討當時受理案件手續的細節。

其結果是，清代中國的案件受理程序，從“准”到“不准”的判斷選項像一個沒有明顯界限的漸變色帶，受理訴訟的地方官從這些選項中逐案選出他們認為最理想的方法予以批示是否受理。

另外，介於“准”與“不准”之間的“責令在地解決糾紛”的批的背後，也有官府在以審判解決糾紛的能力有限的情況下，尋求有效解決案件的目的。